

さいたま市高圧ガス保安法
申請届出マニュアル
【冷凍保安規則関係】

2023年 3月

さいたま市消防局

さいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル
【冷凍保安規則関係】

[目 次]

I 総 則

1	はじめに	2
2	窓口における申請等についての一般的留意事項	2
3	さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項	3
4	申請者等	3
5	許可等に要する日数	4
6	申請に必要な手数料	5
7	規制体系表	7

II 各 論

第1章 高圧ガスの製造

第1	第一種製造者 製造の許可	10
第2	第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可	13
第3	第一種製造者 軽微な変更の工事	16
第4	第二種製造者 製造の届出	18
第5	第二種製造者 製造のための施設等の変更の届出	21
第6	高圧ガスの製造に係るその他届出等	24

第2章 高圧ガスの検査

第1	完成検査	28
第2	保安検査	30
第3	高圧ガスの検査に係るその他届出等	31

第3章 高圧ガスの販売

第1	販売事業所 販売事業の届出	34
第2	高圧ガスの販売に係るその他届出等	36

第4章 その他届出等

第1	その他届出等	39
----	--------	----

III 関 係 書 式

第1章 計画書

第1	高圧ガスの製造に係る計画書	43
----	---------------	----

第2 高圧ガスの販売に係る計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

経過

2020年3月 制定

2021年3月 改正

2022年3月 改正

2023年3月 改正

I 総則

I 総則

I 総則

1 はじめに

このさいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル【冷凍保安規則関係】は、高圧ガス保安法に基づく指定都市の長の権限に属する事務のうち、冷凍保安規則における、高圧ガスの製造、販売及び取扱に係る申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）に関する必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）
「政令」	高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日 政令第20号）
「冷凍則」	冷凍保安規則（昭和41年5月25日 省令第51号）
「細則」	さいたま市高圧ガス保安法施行細則（平成30年3月29日 さいたま市規則第52号）
「手数料条例」	さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年5月1日 さいたま市条例第74号）

2 窓口における申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

- ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副2部提出すること。
- イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。
- ウ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 添付書類の重複について

同一の内容について同時に複数の申請書等を提出する場合には、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の申請書等へ添付をすれば、他の申請書等への添付を省略することができる。ただし、書類の添付を省略した申請書等には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。

(3) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課保安係（以下「保安係」という。）へ提出すること。

さいたま市消防局 予防部 査察指導課 保安係
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号
TEL048-833-7487 FAX048-833-7529

I 総則

(4) 許可書等の取扱い

ア 許可書又は検査証（以下「許可書等」という。）の交付は、許可又は検査（以下「許可等」という。）を受けた事業所の関係者又は許可書等の受領の権限を委任された者が直接手渡しで受けること。

3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）にログインし、利用する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

(3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。許可書等の交付に関するメールが送信されたのち、許可書等については郵送にて送付されるが、窓口での交付も可能とする。

4 申請者等

(1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。

(2) 冷凍機の運転管理を管理会社等へ委託する場合は、高圧ガスの製造許可を受ける者又は製造事業の届出をする者は、運転管理を行う管理会社となる。また、委託先が変更となる場合は、新たに、許可又は届出が必要となる。

(3) 法人の場合において、代表権を有する者以外の者に申請等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請等を行う場合）には、その旨を明記した委任状をあらかじめ保安係に提出すること。委任状の提出後は、代理者において申請等を行うことができる。なお、申請等の都度において、委任状の写しを添付すること。

I 総則

【委任状の作成例】

年 月 日
事務所（本社）所在地
法人名称
代表者 職・氏名（署名又は記名押印）
委任状
<p>〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇は、次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の高圧ガス保安法に基づき諸手続に関する一切の権限を委任します。</p>
代理人 職・氏名（署名又は記名押印）

- (4) 委任者及び代理者に変更が生じた場合等で委任状の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更した委任状を保安係に提出すること。

5 許可等に要する日数

行政手続法第 6 条に基づき、さいたま市の高圧ガス保安法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。（標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。）

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
高圧ガス製造の許可	法第 5 条第 1 項	25 日
高圧ガス製造施設の変更の許可	法第 14 条第 1 項	20 日
高圧ガス製造施設の設置の完成検査	法第 20 条第 1 項	15 日
高圧ガス製造施設の特定期間工事の完成検査	法第 20 条第 3 項	15 日
特定施設の保安検査	法第 35 条第 1 項	25 日

I 総則

6 申請に必要な手数料

(1) 申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、規定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和 5 年 4 月 1 日から、電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）に限り、クレジットカード決済が可能となりました。

手数料(円)

		1日の冷凍能力		許可等	完成検査	保安検査	
製造 高圧 設備 ガス	冷凍 設備	3,000 トン以上		110,000	82,500	120,000	
		1,000 トン以上	3,000 トン未満	87,000	65,250	95,000	
		300 トン以上	1,000 トン未満	68,000	51,000	76,000	
		100 トン以上	300 トン未満	54,000	40,500	60,000	
		20 トン以上	100 トン未満	36,000	27,000	42,000	
設備 変更 許可 製造 ガス 高圧	冷凍 設備	の冷 増 加 能 量 力	3,000 トン以上		69,000	51,750	
			1,000 トン以上	3,000 トン未満	62,000	46,500	
			300 トン以上	1,000 トン未満	55,000	41,250	
			100 トン以上	300 トン未満	38,000	28,500	
				100 トン未満	30,000	22,500	
			その他のとき		16,000	12,000	

I 総則

(2) スクラップ&ビルドについて

ア 「スクラップ&ビルド」とは、手数料条例に定める「当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合」を指し、この場合、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力に対する変更後の増加分の冷凍能力を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の冷凍能力}} - \boxed{(\text{変更前の冷凍能力} - \text{撤去分の冷凍能力})} = \boxed{\text{増加分の冷凍能力}}$$

例1) 冷凍能力 100 トンの設備の更新に伴い、新たに冷凍能力 75 トンの設備を設置する場合

$$\begin{array}{r} 75 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更後の冷凍能力}} \end{array} - \left(\begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} \end{array} - \begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{撤去分の冷凍能力}} \end{array} \right) = \begin{array}{r} 75 \text{ トン} \\ \boxed{\text{増加分の冷凍能力}} \end{array}$$

変更許可手数料 30,000円 完成検査手数料 22,500円

例2) 冷凍能力 50 トンの設備の更新に伴い、新たに冷凍能力 100 トンの設備を設置する場合

$$\begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更後の冷凍能力}} \end{array} - \left(\begin{array}{r} 50 \text{ トン} \\ \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} \end{array} - \begin{array}{r} 50 \text{ トン} \\ \boxed{\text{撤去分の冷凍能力}} \end{array} \right) = \begin{array}{r} 100 \text{ トン} \\ \boxed{\text{増加分の冷凍能力}} \end{array}$$

変更許可手数料 38,000円 完成検査手数料 28,500円

イ スクラップ&ビルドを適用しない場合は、変更後の冷凍能力から変更前の冷凍能力を差し引いた冷凍能力を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の冷凍能力}} - \boxed{\text{変更前の冷凍能力}} = \boxed{\text{手数料額算出の冷凍能力}}$$

I 総則

7 規制体系表

		3トン	5トン	20トン	50トン
第一種ガス ※1	通常	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者(R114除く) ・保安検査(ヘリウム、R21、R114除く) ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	ユニット型	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・保安検査(ヘリウム、R21、R114除く) ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	認定指定設備				第二種製造者 ・定期自主検査 ・保安教育
フルオロカーボン ※2	通常	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者 ・保安検査 ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程
	アンモニア ユニット型	適用除外	その他製造	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・保安検査 ・保安教育計画 ・保安教育 ・危害予防規程
その他のガス	適用除外	第二種製造者 ・保安教育	第一種製造者 ・定期自主検査 ・冷凍保安責任者(ユニット型除く) ・保安検査 ・保安教育計画・保安教育 ・危害予防規程		

※1 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気

※2 経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。

Ⅱ 各論

Ⅱ 各論

第1章 高圧ガスの製造

第1 第一種製造者 製造の許可（法第5条第1項第2号）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第1「高圧ガス製造許可申請書」

(2) 申請時期

冷凍能力が50トン以上/日（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気、アンモニア以外の冷媒ガスにあつては20トン以上/日）の冷凍設備を使用して高圧ガスを製造しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）


イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 製造計画書

製造計画書には、「Ⅲ 関係書式/第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造の目的
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 工事着工予定日及び完成検査機関名
8. 申請に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式/第1章 計画書/第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(43 ページ～57 ページ)

オ 事業所案内図


カ 事業所全体平面図

キ 冷凍設備配置図

- ク フローシート又は配管図
- ケ 冷凍能力の計算書
- コ 機器の強度計算書
- サ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）
- シ 安全弁等口径計算書
- ス 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- セ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ソ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- タ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- チ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく冷凍則第7条又は第8条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく冷凍則第9条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第1号「高圧ガス製造許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

- (2) ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」として取り扱うことができる。

第2 第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可（法第14条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第4「高圧ガス製造施設等変更許可申請書」

(2) 申請時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び配管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 工事着工予定日及び完成検査機関名
8. 申請に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 冷凍能力の計算書


◆キ 機器の強度計算書

◆ク 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）

- ◆ケ 安全弁等口径計算書
- ◆コ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆サ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ◆シ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆ス 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- ◆セ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 許可の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第8条第1号に基づく冷凍則第7条又は第8条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第8条第2号に基づく冷凍則第9条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について


審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「高圧ガス製造施設等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

II 各論 第1章 高圧ガスの製造

第2 第一種製造者 製造のための施設等の変更の許可

5 その他

第一種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合で、法第14条第1項ただし書きに基づく冷凍則第17条第1項に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後に、冷凍則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」を届出すること。

 第3 第一種製造者 軽微な変更の工事 (16ページ)

第3 第一種製造者 軽微な変更の工事（法第14条第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第5「高圧ガス製造施設軽微変更届書」

(2) 申請時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分がわかるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
6. 届出に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 機器の強度計算書

◆キ その他、製造設備に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

2 その他

(1) 法第14条第1項ただし書の省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

ア 独立した製造設備の撤去の工事

イ 製造設備（冷凍則第7条第1項第5号に規定する耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更を伴わないもの。

ウ 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事

エ 認定指定設備の設置の工事

オ 冷凍則第62条第1項ただし書の規定により指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事

カ 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

(2) 技術上の基準に関係があっても次に掲げる工事については、軽微な変更の工事にも該当しない届出不要の工事として扱うものとする。なお、工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

ア 警戒標・標識類の取替え又は増設

イ 消火器の取替え又は増設

ウ 塗装の塗替え

エ 防護柵の取替え又は増設

オ 照明設備の取替え又は設置（防爆性能が必要のない場所に限る。）

カ 同種の接地設備への取替え

キ 検知警報設備の取替え又は設置

ク 消耗品（例 ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計（同一方式の取替えに限る。）等）の取替え

第4 第二種製造者 製造の届出（法第5条第2項第2号）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第2「高圧ガス製造届書」

(2) 届出時期

冷凍能力が3トン以上/日（フルオロカーボン（経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニアの冷媒ガスにあつては5トン以上/日、第一種ガス※の冷媒ガスにあつては20トン以上/日）50トン未満/日の冷凍設備を使用して高圧ガスを製造するときは、製造を開始する日の20日前までに、届出すること。

※ ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 製造施設等明細書

製造施設等明細書には、「Ⅲ 関係書式/第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 製造の目的
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式/第1章 計画書/第1 高圧ガスの製造に係る計画書

(43 ページ～57 ページ)

オ 事業所案内図

- カ 事業所全体平面図
- キ 冷凍設備配置図
- ク フローシート又は配管図
- ケ 冷凍能力の計算書
- コ 機器の強度計算書
- サ 安全弁等口径計算書
- シ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ス 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- セ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ソ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- タ 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- チ 指定設備認定証の写し（認定指定設備を使用して高圧ガスを製造する場合に限る。）

2 技術上の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第12条第1項に基づく冷凍則第12条又は第13条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第12条第2項に基づく冷凍則第14条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

- (1) ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」として取り扱うことができる。

第5 第二種製造者 製造のための施設等の変更の届出（法第14条第4項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第6「高圧ガス製造施設等変更届書」

(2) 届出時期

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 製造施設等変更明細書

変更明細書には、変更のあった部分について、次の事項を記載すること。

1. 変更目的及び変更内容
2. 製造設備の種類
3. 一日の冷凍能力
4. 製造設備の明細（圧縮機の性能等）
5. 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
6. 冷媒設備の使用の経歴及び配管状態の記録（移設等に係る冷媒設備に限る。）
7. 届出に関する連絡担当者

イ 事業所案内図

ウ 事業所全体平面図

エ 冷凍設備配置図

◆オ フローシート又は配管図

◆カ 冷凍能力の計算書

◆キ 機器の強度計算書

◆ク 安全弁等口径計算書

- ◆ケ 安全弁の放出管の位置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆コ 消火設備の配置図及び仕様書（可燃性ガスの製造施設に限る。）
- ◆サ ガス漏えい検知警報設備の配置図（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設に限る。）
- ◆シ 除害設備の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）
- ◆ス 保護具の配置図及び仕様書（毒性ガスの製造設備に限る。）

2 技術上の基準について

- (1) 製造のための施設の位置、構造及び設備が、法第12条第1項に基づく冷凍則第12条又は第13条で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 製造の方法が、法第12条第2項に基づく冷凍則第14条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

(1) 第二種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合、法第14条第4項ただし書に基づく冷凍則第19条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、届出の必要はない。ただし、この場合、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

(2) 法第14条第4項ただし書の省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

ア 独立した製造設備（認定指定設備を除く。）の撤去の工事

イ 製造設備の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替えを除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更を伴わないもの

ウ 製造設備以外の製造施設に係る設備の取替え工事

エ 冷凍則第62条第1項ただし書の規定により指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事

オ 試験研究施設における冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものとして認めたもの

(3) 技術上の基準に関係があっても次に掲げる工事については、軽微な変更の工事にも該当しない届出不要の工事として扱うものとする。なお、工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

ア 警戒標・標識類の取替え又は増設

イ 消火器の取替え又は増設

ウ 塗装の塗替え

エ 防護柵の取替え又は増設

オ 照明設備の取替え又は設置（防爆性能が必要のない場所に限る。）

カ 同種の接地設備への取替え

キ 検知警報設備の取替え又は設置

ク 消耗品（例 ボルト・ナット、パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、ポンプのローター、圧縮機のピストン・ピストンリング、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、除害のための作業に必要な防毒マスクその他の保護具、圧力計・温度計（同一方式の取替えに限る。）等）の取替え

第6 高圧ガスの製造に係るその他届出等

1 第一種製造事業承継届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第3「第一種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割に伴う承継後、遅滞なく届出すること。なお、売買等の譲渡に伴う承継については、新たに製造の許可を受ける必要があることに留意すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面

2 第二種製造事業承継届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第3の2「第二種製造事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）
3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）

3 高圧ガス製造開始届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第15「高圧ガス製造開始届書」

(2) 届出時期

製造開始後、遅滞なく届出すること。

4 高圧ガス製造廃止届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第16「高圧ガス製造廃止届書」

(2) 届出時期

製造廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

廃止状況が確認できる写真

5 危害予防規程届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第20「危害予防規程届書」

(2) 届出時期

危害予防規程を定め又は変更した後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 制定（変更）した危害予防規程

イ 変更明細書（変更の場合に限る）

6 冷凍保安責任者届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第21「冷凍保安責任者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

製造保安責任者免状の写し

7 冷凍保安責任者代理者届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第22「冷凍保安責任者代理者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

製造保安責任者免状の写し

第2章 高圧ガスの検査

第1 完成検査（法第20条第1項又は第3項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第7「製造施設完成検査申請書」

(2) 申請時期

高圧ガスの製造のための施設の設置工事又は変更工事を完成し、完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。

イ 材料試験等、耐圧試験及び気密試験証明書


ウ 冷凍用圧縮機等耐圧試験及び気密試験証明書

エ 機器試験合格証明書

オ 安全弁検査成績書

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について

高圧ガスの製造のための施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について


検査の結果、基準に適合する場合は、冷凍則様式第8「製造施設完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 次の変更工事については、変更許可申請は必要であるが完成検査を受ける必要がない。

製造設備（耐震設計構造物として適用を受ける製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。）の工事（冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事を除く。）であって、当該設備の冷凍能力の変更が20%以内であるもの。

- (2) 法第20条第1項ただし書き又は同条第3項ただし書の規定により高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等（31ページ）

第2 保安検査（法第35条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第23「保安検査申請書」

(2) 申請時期


保安検査を受検しようとする1ヵ月前までに、申請すること。

(3) 保安検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。

保安検査受検資料

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 検査の基準について


特定施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、冷凍則様式第24「保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

法第35条第1項ただし書の規定により高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等（32ページ）

第3 高圧ガスの検査に係るその他届出等

1 高圧ガス保安協会完成検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第9「高圧ガス保安協会完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査証の写し

2 指定完成検査機関完成検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第10「指定完成検査機関完成検査受検届書」

(2) 届出時期

指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査証の写し

3 完成検査結果報告書

(1) 提出書類

冷凍則様式第11又は様式第12「完成検査結果報告書」

(2) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査の記録

4 高圧ガス保安協会保安検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第25「高圧ガス保安協会保安検査受検届書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査証の写し

5 指定保安検査機関保安検査受検届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第26「指定保安検査機関保安検査受検届書」

(2) 届出時期

指定保安検査機関による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査証の写し

6 保安検査結果報告書

(1) 提出書類

冷凍則様式第27「保安検査結果報告書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安検査の記録

第3章 高圧ガスの販売

第1 販売事業所 販売事業の届出（法第20条の4）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

冷凍則様式第13「高圧ガス販売事業届書」

(2) 届出時期

販売事業所ごとに販売事業を開始する20日前までに、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による届出の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（届出者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（届出者が個人である場合に限る。）

エ 販売計画書

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの販売に係る計画書

(58 ページ～62 ページ)

オ 引渡先保安台帳の様式

カ 販売事業所案内図

2 技術上の基準について

法第20条の6第1項に基づく冷凍則第27条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

- (1) 一日の冷凍能力が 20 トン（冷凍設備内における高圧ガスがヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアの場合にあっては、50 トン）以上の冷凍設備を販売する場合は、冷凍則における高圧ガスの販売に該当するものとする。

- (2) 一の販売事業所において、販売事業のために取り扱う高圧ガスが一般則、液石則、冷凍則のうち複数の省令に及ぶ場合の届出については、「高圧ガス販売事業届書」の適用規則欄に取り扱う省令名称を並記し、一の届出書類で届出すること。

第2 高圧ガスの販売に係るその他届出等

1 高圧ガス販売事業承継届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第13の2「高圧ガス販売事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し
2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し
2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）
3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）

2 販売に係る高圧ガスの種類変更届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第14「販売に係る高圧ガスの種類変更届書」


(2) 届出時期

販売をする高圧ガスの種類変更後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 販売計画書

 III 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの販売に係る計画書

(58 ページ～62 ページ)

◆イ 引渡先保安台帳の様式

(4) その他

冷凍設備内の高圧ガスの種類を変更する場合は、届出を要しない。

3 高圧ガス販売事業廃止届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第17「高圧ガス販売事業廃止届書」

(2) 届出時期

販売事業の廃止後、遅滞なく届出すること。

第4章 その他届出等

第1 その他届出等

1 名称等変更届書

(1) 提出書類

細則様式第18号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 次の書類等を添付すること。

変更する内容を証する書類等

(4) その他

人事異動等による代表者の交代については届出は不要とする。

2 事故届書

(1) 提出書類

冷凍則様式第46「事故届書」

(2) 届出時期

高圧ガスに係る次の事故（液石法に係るものを除く。）が発生したときに、遅滞なく届出すること。

ア 所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

イ 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 事故の状況等について次の事項を記載した書面

1. 災害発生の日時

2. 災害発生の場所

3. 災害発生の原因

4. 高圧ガスの種類及び数量

5. 被害の程度

6. その他事故の状況等を把握するために必要な事項

7. 届出に関する連絡担当者

Ⅲ 関係書式

Ⅲ 関係書式

第1章 計画書

計画書作成の留意点

申請届出時に添付が必要となる関係書式「計画書」を掲載する。関係書式の Word ファイルはさいたま市ホームページに掲載しているため、申請書等作成時の参考とすること。

なお、本書式については申請届出時に用いることを強制するものではなく、各事業所においてこれまで使用している書式を用いることは差し支えない。

第1 高圧ガスの製造に係る計画書

- 1 製造計画書（可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒以外）
- 2 製造計画書（可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒）

第2 高圧ガスの販売に係る計画書

- 1 販売計画書

第1 高圧ガスの製造に係る計画書

1 製造計画書（可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒以外）

製造計画書
 (可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒以外)

1 製造の目的

種類	製氷	冷蔵	冷凍	冷房・暖房	化学用	試験・研究	その他()
用途							

2 製造設備の種類

定置式 移動式 市商登録番号 () 車種 ()	直接膨張式 間接式 ブライン ()	()段圧縮機 ()元冷凍式 ヒートポンプ式	往復動式 回転式 スクリーュー式 遠心式 吸収式	水冷式 空冷式 蒸発式	ユニット型 非ユニット型
--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------	-----------------

3 一口の冷凍能力

トン
 計算書は別紙 に示す。

4 製造設備の明細

(1) 要目

番 号			
型 式			
冷 媒 ガ ス の 種 類			
基 準 凝 縮 温 度 (℃)			
許 容 圧 力(MPa)	高 圧 部		
	低 圧 部		
備 考			

(2) 圧縮機の性能

番 号			
型 式			
圧 縮 機 の 種 類			
気 筒 内 径(mm)			

行	程(mm)						
気	筒	数					
回	転	数(rpm)					
ピ	ストン押し	のけ量 (m ³ /h)					
原	動機	定格出力 (kw)					
製	造	所名					
安全装置	安全弁	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
		吹	始め圧力(MPa)				
		吹	出し圧力(MPa)				
	高	圧遮断装置	材	料			
備	考	作	動圧力(MPa)				

(3) 高圧部容器

凝縮器	番	号											
	型	式											
	設	計	圧	力 (MPa)									
	設	計	温	度 (°C)									
	シ	エル	型	外	径×長	さ×胴	板厚× ^{鏡板厚} / _{管板厚} (mm)						
	鏡	板、	管	板	の	形	状						
	材	料	(胴	板・	鏡	板・	管	板)				
	コ	イル	型	管	の	外	径(mm)×列	数×段	数×管	の	長	さ(mm)	
	管	の	材	料									
	製	造	所	名									
安全装置	種	類											
	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す									
	吹	始め圧力及び吹出し圧力(MPa)又は	密	閉	温	度 (°C)							
材	料												
備	考												
受液器	番	号											
	型	式											
	設	計	圧	力 (MPa)									
	設	計	温	度 (°C)									
	外	径×長	さ×胴	板厚×鏡	板厚(mm)								
	内	容	積	(ℓ)									
	鏡	板	の	形	状								
材	料	(胴	板・	鏡	板)							

安全装置	製造所名			
	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
	吹始め圧力及び吹出し圧力(MPa)又は 溶融温度(℃)			
	材	料		
備		考		
油 分 離 器	番		号	
	型		式	
	設 計 圧 力 (MPa)			
	設 計 温 度 (℃)			
	外径×長さ×胴板厚×鏡板厚(mm)			
	鏡 板 の 形 状			
	材 料 (胴 板 ・ 鏡 板)			
	製 造 所 名			
備		考		
品 名 ()	番		号	
	型		式	
	設 計 圧 力 (MPa)			
	設 計 温 度 (℃)			
	内 容 積 (ℓ)			
	外径×長さ×胴板厚× ^{鏡板厚} _{管板厚} (mm)			
	鏡 板 、 管 板 の 形 状			
	材 料 (胴 板 ・ 鏡 板 ・ 管 板)			
	製 造 所 名			
	種		類	
安全装置	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
	吹始め圧力及び吹出し圧力(MPa)又は 溶融温度(℃)			
	材	料		
	備		考	

(4) 低圧部容器

品 名	番		号	
	型		式	
	設 計 圧 力 (MPa)			
	設 計 温 度 (℃)			
	外径×長さ×胴板厚× ^{鏡板厚} _{管板厚} (mm)			
鏡 板 、 管 板 の 形 状				

安全装置	材料（胴板・鏡板・管板）			
	製造所名			
	種類			
	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
	吹始め圧力及び吹出し圧力、破裂圧力又は作動圧力(MPa)			
	材 料			
備 考				

(5) 配管

区 分	設 計 圧 力 (MPa)	設 計 温 度 (°C)	材 料
高 圧 部			
低 圧 部			

(6) 止め弁及び自動制御弁

区 分	止め弁、自動制御弁の区分	型 式	設計圧力 (MPa)	設計温度 (°C)	口径 (mm)	材 料	個 数
高圧部							
低圧部							

(7) 自動制御装置

種 類	有 無	作動圧力(MPa)
高圧遮断装置		
低圧遮断装置		
油圧遮断装置		
過負荷保護装置		
凍結防止装置		
冷却水断水保護装置		
送風機連動機構		
過熱防止装置		

5 耐圧、気密等の性能

(1) 材料試験等、耐圧試験及び気密試験証明書

別添

- (2) 冷凍用圧縮機耐久試験及び気密試験証明書 別添
- (3) 機器試験合格証明書 別添

6 製造施設の位置及び付近の状況

別図 に示す。

7 製造施設の構造及び製造設備の配置

別図 に示す。

特に図中に明示する事項	図中の番号等	特に図中に明示する事項	図中の番号等
引火性、発火性の物をたい積した場所		安全装置	
火 気		受液器の液面計	
警 戒 標		保安上重大な影響を与えるバルブ等	
圧 力 計			

8 製造施設の状況

(1) 火気等の状況

引火性、発火性の物をたい積した場所	無			
	有	種類、量		
		冷媒設備からの距離(m)		
火 気	無			
	有	種類		
		冷媒設備からの距離(m)		
		防火壁又は温度上昇防止措置の有無及び種類	有	
		無	種類	

(2) 警戒標

表示事項	
------	--

(3) 振動、衝撃、腐食等により冷媒ガスが漏えいしない構造

防振措置	振止め 可撓管 防振装置 () その他 ()
突出部等の防護装置	()
防食措置	塗装 その他 ()

(4) 耐震設計

凝縮器 (縦置円筒形で胴部長さ5m以上)	無 有 計算書は別紙 <input type="text"/> に示す。
受液器 (内容積5000ℓ以上)	無 有 計算書は別紙 <input type="text"/> に示す。

(5) 圧力計

区分	取付箇所	最高日盛 (MPa)	回数
高圧部			
低圧部			
圧縮機潤滑油			

(6) 受液器の液面計

液面計の種類	
ガラス管液面計の破損防止措置	

9 冷凍保安責任者及び代理者の選任予定者

冷凍保安責任者氏名

第 種冷凍保安責任者免状取得

同代理者氏名

第 種冷凍保安責任者免状取得

1 0 工事着工予定日及び完成検査機関名

工事着工予定日	年	月	日
完成検査予定日	年	月	日
完成検査機関	<input type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安協会		

1 1 申請に関する連絡担当者

申請者

会社名・所属	
氏名	
連絡先	()

施工会社

会社名・所属	
所在地	
連絡先	()
冷凍空調施設工事業所認定番号	
氏名	

2 製造計画書（可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒）

製造計画書
 (可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒)

1 製造の目的

種類	製氷	冷蔵	冷凍	冷房・暖房	化学用	試験・研究	その他()
用途							

2 製造設備の種類

定置式 移動式 市商登録番号 () 車種 ()	直接膨張式 間接式 ブライン ()	()段圧縮機 ()元冷凍式 ヒートポンプ式	往復動式 回転式 スクリーウ式 遠心式 吸収式	水冷式 空冷式 蒸発式	ユニット型 非ユニット型
--	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------	-----------------

3 一口の冷凍能力

トン
 計算書は別紙 に示す。

4 製造設備の明細

(1) 要目

番 号		
型 式		
冷媒ガスの種類		
基準凝縮温度(℃)		
許容圧力(MPa)	高圧部	
	低圧部	
備 考		

(2) 圧縮機の性能

番 号		
型 式		
圧縮機の種類		
気筒内径(mm)		

行		程(mm)				
気		筒	数			
回		転	数(rpm)			
ピ		ストン押し	のけ量 (m ³ /h)			
原		動機	定格出力 (kw)			
製		造	所名			
安全装置	安全弁	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
		吹始め圧力(MPa)				
		吹出し圧力(MPa)				
	高圧遮断装置	材	料			
備		考				

(3) 高圧部容器

凝縮器	番	号		
	型	式		
	設	計	圧	力 (MPa)
	設	計	温	度 (°C)
	シェル型	外径×長さ×胴板厚× <small>鏡板厚/管板厚</small> (mm)		
		鏡板、管板の形状		
		材料(胴板・鏡板・管板)		
	コイル型	管の外径(mm)×列数×段数×管の長さ(mm)		
		管の材料		
	製		造	
安全装置	口	径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す
	吹始め圧力 (MPa)			
	吹出し圧力 (MPa)			
	材		料	
備		考		
受液器	番	号		
	型	式		
	設	計	圧	力 (MPa)
	設	計	温	度 (°C)
	外径×長さ×胴板厚×鏡板厚(mm)			
	内		容	
	積 (ℓ)			
	鏡		板	
の		形		
状				
材		料 (胴板・鏡板)		

安全弁	製造所名		
	口径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
	吹始め圧力(MPa)		
	吹出し圧力(MPa)		
	材料		
備考			
油分離器	番号		
	型式		
	設計圧力(MPa)		
	設計温度(℃)		
	外径×長さ×胴板厚×鏡板厚(mm)		
	鏡板の形状		
	材料(胴板・鏡板)		
	製造所名		
備考			
品名(安全装置)	番号		
	型式		
	設計圧力(MPa)		
	設計温度(℃)		
	外径×長さ×胴板厚× $\frac{\text{鏡板厚}}{\text{管板厚}}$ (mm)		
	鏡板、管板の形状		
	材料(胴板・鏡板・管板)		
	製造所名		
	種類		
	口径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
吹始め圧力(MPa)			
吹出し圧力(MPa)			
材料			
備考			

(4) 低圧部容器

品名	番号		
	型式		
	設計圧力(MPa)		
	設計温度(℃)		
	外径×長さ×胴板厚× $\frac{\text{鏡板厚}}{\text{管板厚}}$ (mm)		
	鏡板、管板の形状		
	材料(胴板・鏡板・管板)		

安全装置	製造所名		
	種類		
	口径(mm)	計算書は別紙()に示す。	計算書は別紙()に示す。
	吹始め圧力及び吹出し圧力、破裂圧力又は作動圧力(MPa)		
	材料		
備考			

(5) 配管

区分	設計圧力 (MPa)	設計温度 (°C)	材料
高圧部			
低圧部			

(6) 止め弁及び自動制御弁

区分	止め弁、自動制御弁の区分	型式	設計圧力 (MPa)	設計温度 (°C)	口径 (mm)	材料	個数
高圧部							
低圧部							

(7) 自動制御装置

種類	有 無	作動圧力(MPa)
高圧遮断装置		
低圧遮断装置		
油圧遮断装置		
過負荷保護装置		
凍結防止装置		
冷却水断水保護装置		
送風機連動機構		
過熱防止装置		

5 耐圧、気密等の性能

(1) 材料試験等、耐圧試験及び気密試験証明書

別添

(2) 冷凍用圧縮機耐圧試験及び気密試験証明書

別添

(3) 機器試験合格証明書

別添

6 製造施設の位置及び付近の状況

別図

に示す。

7 製造施設の構造及び製造設備の配置

別図

に示す。

特に図中に明示する事項	図中の番号等	特に図中に明示する事項	図中の番号等
引火性、発火性の物をたい積した場所		消火設備	
火 気		防液堤	
警 戒 標		防爆構造の電気設備	
室 の 開 口 部		ガス漏えい検 知警報設備	検出端部 警報部
機 械 通 風 装 置		除害設備	
圧 力 計		保護具の保管場所	
安 全 装 置		保安上重大な影響を与えるバルブ等	
安全弁の放出管開口部			
受液器の液面計			
受液器と液面計との間の止め弁			

8 製造施設の状況

(1) 火気等の状況

引火性、発火性の物をたい積した場所	無			
	有	種 類 、 量		
火 気	有	冷媒設備からの距離(m)		
		種 類		
		冷媒設備からの距離(m)		
		防 火 壁 の 有 無		

(2) 警戒標

表示事項	
------	--

(3) 滞留しないような構造

区分	開口部面積 (m ²)	換気能力 (m ³ /min)
開口部のみの場合		
開口部の不足分を機械通風装置で補う場合		
機械通風装置のみの場合		

(4) 振動、衝撃、腐食等により冷媒ガスが漏えいしない構造

防振措置	振止め 可撓管 防振装置 () その他 ()
突出部等の防護装置	()
防食措置	塗装 その他 ()

(5) 耐震設計

凝縮器 (縦置円筒形で胴部長さ5m以上)	無
	有 計算書は別紙 <input type="text"/> に示す。
受液器 (内容積5000ℓ以上)	無
	有 計算書は別紙 <input type="text"/> に示す。

(6) 圧力計

区分	取付箇所	最高日盛 (MPa)	個数
高圧部			
低圧部			
圧縮機潤滑油			

(7) 受液器の液面計

液面計の種類	
ガラス管液面計の破損防止措置	

(8) 消火設備

消火設備の種類	能力	数量
消火器	能力単位 ()	薬剤質量 () kg × () 個
その他 ()		

(9) 防液堤

受液器の内容積 (ℓ)	
防液堤の容量 (ℓ)	

(10) 電気設備の防爆性能

電気設備の種類	防爆構造の種類	個数

(11) ガス漏えい検知警報設備

区分	設備群周囲長さ (m)	設備群面積 (㎡)	検知部個数	警報設定値
室内				
屋外				

(12) 除害措置

拡散防止措置		
除害設備の種類		
除害剤	種類	
	保有量	

保護具の種類	個数

9 冷凍保安責任者及び代理者の選任予定者

冷凍保安責任者氏名

第 種冷凍保安責任者免状取得

同代理者氏名

第 種冷凍保安責任者免状取得

10 工事着工予定日及び完成検査機関名

工事着工予定日	年	月	日
完成検査予定日	年	月	日
完成検査機関	<input type="checkbox"/> さいたま市 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安協会		

11 申請に関する連絡担当者

申請者

会社名・所属	
氏名	
連絡先	()

施工会社

会社名・所属	
所在地	
連絡先	()
冷凍空調施設工事事業所認定番号	
氏名	

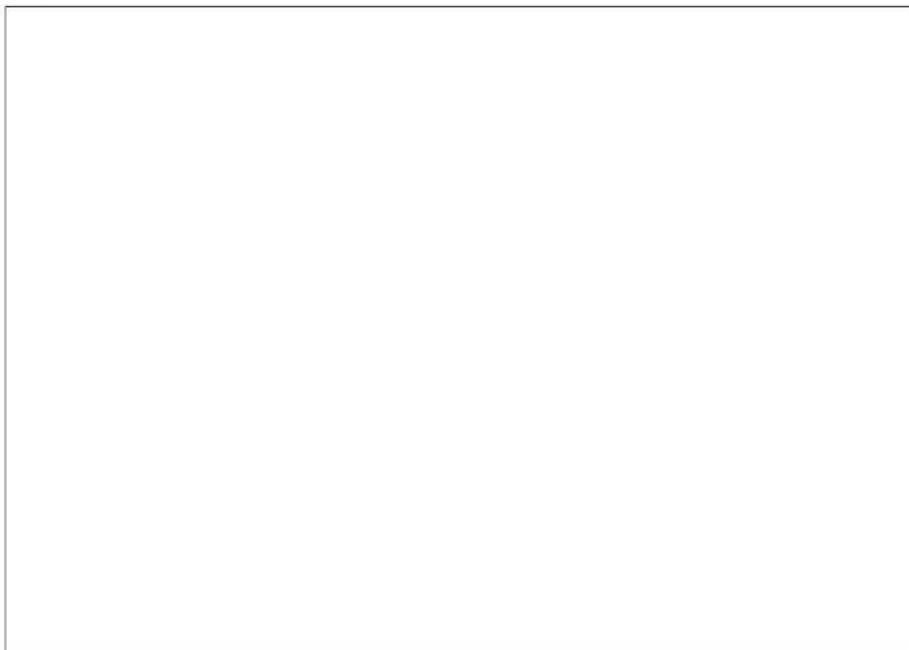
第2 高圧ガスの販売に係る計画書

1 販売計画書（販売事業所）

販売事業所			
販売計画書			
1 販売事業開始の日 年 月 日			
2 販売の目的			
用途	1 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス 2 スクーバダイビング等呼吸用空気 3 ナイトロックスガス 4 在宅酸素療法用液化酸素 5 燃料用液化石油ガス（工業用・その他） 6 冷媒用フルオロカーボン（可燃性を除く） 7 その他（ ）		
販売区域			
引渡先事業所数	1 消費先 事業所	2 卸売先	販売所
その他参考事項			
3 販売するガスの種類			
ガスの区分	ガスの名称	販売の方法	配送の方法
特殊高圧ガス		直送・貯蔵	自社・委託
毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
可燃性・毒性ガス		直送・貯蔵	自社・委託
酸素		直送・貯蔵	自社・委託
不活性ガス ※		直送・貯蔵	自社・委託
その他のガス		直送・貯蔵	自社・委託
【液化石油ガス保安規則】 液化石油ガス ※		直送・貯蔵	自社・委託
【冷凍保安規則】※ 冷凍設備内の高圧ガス		直送・貯蔵	
備考			
1 「直送」とは、容器置場又は導管を所（占）有しないで販売することをいう。			
2 「貯蔵」とは、容器置場又は導管を所（占）有して販売することをいう。			
3 「不活性ガス」とは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く。)			
4 「ガスの区分」の欄中※の区分に該当する場合は、同一区分内のガスの名称を変更するとき、販売するガスの種類の変更の届出をする必要はない。			
5 「冷凍設備内の高圧ガス」とは、冷凍能力20（フルオロカーボン又はアンモニアの場合50）t／日以上、冷凍設備内における高圧ガスに限る。			

販売事業所

4 高圧ガス供給系統図



5 販売方法の基準

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する下記の事項について遵守します。

〔5-1 一般高圧ガス（圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする一般消費者に販売する場合を除く。）〕

一般高圧ガス保安規則第40条

第1号 高圧ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
- ③ 消費者に直接販売する場合にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
- ④ 卸売りする場合にあつては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第3号 CNGの容器の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのものをもってすること。

販売事業所

〔5-2 液化石油ガス〕

液化石油ガス保安規則第41条

第1号 液化石油ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
- ③ 引き渡した容器の種類及び数量
- ④ 消費者に直接販売する場合にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は配管の配置状況図及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- ⑤ 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第3号 充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の期間（同条第3項の許可に係る充てん容器等にあっては同項の規定により条件として付された期間）を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を次のとおり明示したものををもって行う。

- ① 「充てん期限□-○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については次回の再検査を受けないで高圧ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短い容器については、特充期限を充てん期限として明示する。
- ② 文字（数字も含む。）は、赤色（方法はスタンプ吹き付けでも可。）、大きさ縦横3cm以上を標準とし、2列以上にわたって記載してもよい。
- ③ 明示する位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

第4号 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行う。

- イ) 充てん容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし、屋外におくことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
- ロ) 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を次のとおり講ずる。
 - ① 容器は、全面にわたって十分に塗装されたものを使用する。
 - ② 容器は、排水のよい場所又は水平な台の上に置き、底部を乾きやすくする。
 - ③ 容器を箱内におさめるときは、下部に通気口を設けて通気良好な構造とする。
- ハ) 充てん容器等は、常に温度40度（超低温容器等にあっては、最高の常用温

販売事業所

- 度)以下に保つ。
- ニ) 充てん容器等(内容積が5リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を次のとおり講ずる。
- ① 上から物が落ちる場所に置かない。
 - ② 容器は、車両の接触又は振動等によって転倒するおそれのない場所に置く。そのおそれのある場合は、ガードレール等によって防護する。
 - ③ 容器を置く台は、コンクリート敷石のようなものを水平に、かつ、地盤面上に安定して設置し、又はこれと同等以上に水平で安定性のあるものとする。
 - ④ 充てん量20kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して、転倒しないようにする。
- ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。
- ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては2.6メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル(調整器に接続する長さ0.3メートル(屋外に設置した風呂がまに用いるのものにあつては、2メートル)未満のものにあつては0.2メガパスカル)以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格する管を使用する。
- ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実にを行う。

第5号 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備える。

空気ポンプ(加圧用二連球)	台	漏洩検知液	台
水柱用マンメーター	台	携帯用ガス検知器	台
自記圧力計	台	ボーリングバー	台

〔5-3 冷凍設備内の高圧ガス〕

冷凍保安規則第27条

- 第1号 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行う。
- 第2号 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。
- 第3号 高圧ガスの引渡し先の保安状況(次の記載事項)を明記した台帳を備える。
- ① 引渡先の名称及び所在地
 - ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
 - ③ 使用者に直接販売する場合にあつては、引渡先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無
 - ④ それ以外の場合にあつては、引渡先の高圧ガス保安法第20条の4の届出の有無の確認

販売事業所

6 台帳及び帳簿

高圧ガス保安法第20条の6第1項及び第60条第1項の規定に基づき、下記のとおり備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式	根拠
	引渡先保安台帳	引渡継続期間	別紙____のとおりに	法第20条の6第1項
	容器授受簿	2年	別紙____のとおりに	法第60条第1項
	周知済記録台帳	2年	別紙____のとおりに	一般則第95条・液石則第93条

7 周知文書

高圧ガス保安法第20条の5第1項、一般高圧ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び第40条の規定に基づき、高圧ガスを購入して消費する者に対し、別紙____の例の文書を交付して周知させます。

8 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従事者に保安教育を施します。

9 販売主任者の選任（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

販売主任者を選任又は解任した場合、高圧ガス保安法第28条第3項で準用する同法第27条の2第5項の規定に基づき、「高圧ガス販売主任者届書」を別途届出ます。

第一種販売主任者		第二種販売主任者	
氏名		氏名	
免状の種類	第一種販売 甲種化学・甲種機械 乙種化学・乙種機械	免状の種類	第二種販売 甲種化学・甲種機械 乙種化学・乙種機械 丙種化学（特内を除く）
免状番号	第 号	免状番号	第 号
経験ガスの区分	特殊高圧ガス/可燃性・毒性ガス 可燃性ガス/毒性ガス/酸素	経験ガスの区分	液化石油ガス

備考 「第一種販売主任者」の「経験ガスの区分」欄は、一般高圧ガス保安規則第72条第2項の表下欄に掲げるガスについて、6月以上の経験があるガスの区分を丸で囲む。

10 販売に係る貯蔵（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「販売の方法」において、ガスを貯蔵して販売する場合は、高圧ガス保安法第15条第1項の規定を遵守します。

容器置場面積	m ²			
容器置場所在地	販売所内			
	その他	住所		
		電話番号		
	所有者	自社・借用()		
貯蔵量（容積）	第一種ガス	m ³	第二種ガス	m ³
貯蔵所の種類	第一種貯蔵所（許可）・第二種貯蔵所（届出）・その他の貯蔵			

備考1 「貯蔵量（容積）」の欄において、液化ガスは10 kgを1 m³に換算する。

2 「第一種ガス」は、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く)及び空気。「第二種ガス」は、第一種ガス以外。

3 容器置場を所有する場合は、寸法の入った容器置場見取り図。

11 高圧ガスの移動（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「配送の方法」で、自社で配送する場合は、高圧ガス保安法第23条第1項及び第2項の基準に従い実施します。また、委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。